

令和4年度埼玉県PCR検査等無料化事業補助金交付要綱

(令和4年6月28日一部改正)

(令和4年7月15日一部改正)

(令和4年8月25日一部改正)

(令和4年9月15日一部改正)

(令和4年12月6日一部改正)

(趣旨)

第1条 県は、補助金等の交付手続き等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）、及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における検査促進枠交付金に係る実施要領（令和3年12月20日。以下「要領」という）に定めるもののほか、この要綱の定めるところにより、令和4年度埼玉県PCR検査等無料化事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき事業者が行う検査及び検査体制の整備に要する経費に対し、予算の範囲内で埼玉県PCR検査等無料化事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、検査の無料化を支援するとともに、県内検査体制の構築を図る。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、実施要綱第2条に定める用語の例による。

(補助対象経費等)

第3条 補助対象経費、区分、補助率等は、別紙のとおりとする。

(実施計画書の登録)

第4条 この要綱に基づく補助金の交付を受けようとする事業者は、実施計画書（様式第1号）に必要書類（検査ブースの図面及び、実施要綱に規定された実施事業所となることのできる旨を証するもの、その他県が必要と認めるもの）を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 前項の規定する実施計画書を提出することで埼玉県PCR検査等無料化事業に参加することができる事業者は、要領に基づき『医療機関』『薬局』『衛生検査所等』『ワクチン・検査パッケージ制度要綱』（令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部）に定めるワクチン・検査パッケージ制度若しくは対象者全員検査により行動制限の緩和の適用を受ける事業者等の登録を受けた事業者』に限られるものとし、知事は、前項の規定による適正な実施計画書の提出があったときは、その内容を審査の上、適当と認められるときは実施事業者の登録を行い、速やかに申請者に通知するものとする。

る。

- 3 令和4年度埼玉県PCR検査等無料化事業補助金交付要綱（以下「令和4年度交付要綱」という。）に基づき、その運営する事業所について実施事業者の登録を受けた者（令和4年度交付要綱第5条に基づき中止届出書を提出した者を除く。）は、第1項の規定による実施計画書の提出及び前項の規定による登録の通知を要さず、本要綱において引き続き実施事業者とみなす。
- 4 実施事業者は前号の登録を受けた後に、実施計画書の内容に変更が生じた場合は、同計画書に変更箇所を明記し知事に提出するものとする。

（事業の中止）

第5条 実施事業者が前条第2項の登録を受けた計画（前条第3項の規定に基づき引き続き実施事業者とみなされた者にあつては、令和3年度交付要綱第4条第2項の登録を受けた計画）に基づく事業を中止しようとするときは、あらかじめ中止届出書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。

（週次の報告）

第6条 実施事業者は、週ごとに、前回の報告（初回の報告にあつては、登録）の後、当該実施事業者が検査を実施した者の数及びそのうち陽性結果が判明した者の数等を別に定める様式に記録し、知事に報告しなければならない。

（交付申請）

- 第7条 実施事業者は、事業完了後に、補助金交付申請書（様式第3号）に必要書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。
- 2 実施事業者が事業を実施した月単位で複数回に分けて補助金の交付を受けようとする場合は、対象となる月の事業完了後に、補助金交付申請書に必要書類を添えて、月毎に別に定める期日までに知事に提出しなければならない。
 - 3 実施事業者は、前項の補助金交付申請書を提出するに当たって、事業者において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して提出しなければならない。ただし、提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないものについては、この限りでない。
 - 4 前項ただし書により交付申請書を提出した実施事業者は、提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した

場合（仕入れに係る消費税等相当額が0円の場合を含む。）には、速やかに、遅くとも補助事業完了日の年度の翌々年度6月30日までに、仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第6号）により知事に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこととする。

- 5 前項により知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部または一部を納付させることがある。

（添付書類）

第8条 前条の補助金交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- （1） 施設整備積算根拠（別紙1）
 - （2） 実績報告書（別紙2）
- 2 規則第4条第2項第1号から第4号に掲げる事項に係る書類の添付は要しない。
- 3 規則第4条第2項第5号に規定する知事の定める事項は、次のとおりとする。
- （1） 検査体制の整備に係る費用及びPCR検査等・抗原定性検査の仕入単価がわかる証拠書類の写し
 - （2） 指定口座の通帳等の写し
 - （3） 第6条の週次の報告に使用した記録
 - （4） その他参考となる資料

（補助金の交付決定等）

第9条 知事は、第7条の申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定し、速やかに申請者に通知するものとする。

- 2 前項の通知は、交付決定通知書（様式第4号）によるものとする。
- 3 知事が必要と認める場合には前項の通知以前に、内示書（様式第5号）により第7条の申請があった者に対し、内示額を通知することができる。
- 4 規則第13条に規定する実績報告は、第7条の規定による補助金交付申請書の提出をもって代えるものとする。
- 5 第1項の交付決定をもって、補助金の額を確定したものとみなすとともに、補助金交付申請書を請求書とみなし、補助金を交付するものとする。
- 6 前項に規定する額の確定の後、実施事業者は、対象となる期間の交付申請内容を変更することはできず、知事は、補助金に不足を生じた場合であっても、不足額を支払わないものとする。

（登録の取消し等）

第10条 知事は、実施事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることがある。

- (1) この要綱及び実施要綱、補助金交付の条件に違反したとき。
- (2) 実施事業者として登録された計画又は変更承認等の内容と異なる事実が認められたとき。
- (3) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (4) 補助金を他の用途に使用したとき又は使用しようとしたとき。
- (5) 実施事業者の代表者（代表者からこの要綱に基づく事務について委任を受けた者を含む。）、役員等が埼玉県暴力団排除条例（平成23年3月18日埼玉県条例第39号）に規定する暴力団関係者であることが判明したとき。
- (6) 申請要件に該当しない事実が判明したとき。
- (7) その他事業の施行について不正の行為があったとき。

2 前項の規定は、前条の規定により交付すべき補助金の額が確定した後においても適用があるものとする。

3 知事は、第1項の規定による取消しをした場合には速やかにこの決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を実施事業者へ通知するものとする。

（財産の管理）

第11条 本事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）のうち、規則第19条第2号に規定する財産は、取得価格又は効用の増加価格の単価が50万円を超える機械、器具及びその他の財産とする。

2 規則第19条ただし書に規定する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間とする。

3 実施事業者は、前項に規定する期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

4 知事の承認を受けて取得財産等を処分することにより、収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

（関係書類の保管）

第12条 実施事業者は、本事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、本事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年6月28日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年7月15日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年8月25日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年9月15日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年12月6日から施行する。

別紙 補助対象票

補助対象経費	区分	補助率	補助上限額
検査体制の整備に係る費用		10/10	<p>本事業に係る検査ブース設営に必要な費用1事業所当たり（高額な備品についてはリースで整備）</p> <p>上限1,300,000円（税込）</p> <p>※人件費、用地費、消耗品費、貸付金・保証金は除く。</p> <p>※令和4年度に新たに整備した費用に限る。</p>
検査等費用			PCR検査等
	抗原定性検査		<p>検査1回当たり①+②の額</p> <p>①検査キット原価（仕入額）</p> <p>上限1,500円（税込）</p> <p>令和4年9月1日以降、検体採取を行った場合、次表を参照</p> <p>②各種経費</p> <p>一律3,000円（税込）</p> <p>令和4年9月1日以降、検体採取を行った場合、次表を参照</p>

検査回数/日 (抗原定性検査及びPCR検査等の合計)	検査キット仕入原価		各種経費等
	抗原定性検査	PCR検査等	
①日50回以下 (月30日の場合、月1,500回以下)	上限1,500円	上限7,000円	上限2,500円
②日50回超、100回以下 (月30日の場合、月1,500回超)		上限5,000円	上限1,800円
③日100回超 (月30日の場合、月3,000回超)		上限3,000円	上限1,100円

- ※ 左欄（検査回数/日）の基準に該当する回数分について、それぞれ、右欄（検査キット仕入原価、各種経費等）を適用。
- ※ 令和4年8月1日（これにより難しい場合は、同年9月1日までの都道府県が定める日）以降、適用。
- ※ 1日当たりの検査回数及び基準（50回又は100回）は、同日の属する月の合計値に換算して適用。
- ※ 仕入原価の上限額と1か月の検査件数により算定した総額の範囲内で仕入原価・各種経費等補助を支給（事業者が申告する仕入単価は単一）。
- ※ 各種経費等について、上限額を下回る額で申請をしようとする実施事業者は、県との事前協議が必要。

別紙 補助対象票（臨時）

補助対象経費	区分	補助率	補助上限額
検査体制の整備に係る費用		10/10	本事業に係る検査ブース設営に必要な費用1事業所当たり（高額な備品についてはリースで整備） ※用地費、消耗品費、貸付金・保証金は除く。 ※令和4年度に新たに整備した費用に限る。
検査等費用	PCR検査等		検査1回当たり①+②の額 ①検査キット原価（検査費用、送料等を含む） 令和4年6月30日までの間に検体採取を行った場合、上限8,500円（税込） ※実施事業者が医療機関である場合は、令和3年12月31日以降、検体採取を行った医療機関以外の施設へ検体を輸送し検査を委託して実施した場合を除き、上限額を7,000円（税込）とする。 令和4年7月1日以降、検体採取を行った場合、上限7,000円（税込） ②各種経費 一律3,000円（税込）
	抗原定性検査		検査1回当たり①+②の額 ①検査キット原価（仕入額） 上限1,500円（税込） ②各種経費 一律3,000円（税込）

上記補助対象票は、令和4年4月15日内閣府地方創生推進室内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室事務連絡『新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「検査促進枠」の取扱いについて』および、令和4年7月15日内閣府地方創生推進室内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室事務連絡『新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「検査促進枠」の取扱いについて』、令和4年12月6日内閣府地方創生推進室内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室事務連絡『新型

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「検査促進枠」の取扱いについて』における臨時検査拠点にのみ適用されるものとする。

PCR等検査無料化事業の実施にあたり、次のとおり実施計画書を提出します。

実施計画書				薬局等
① 実施事業者	法人番号		所属	
	法人名		氏名	
	代表者職氏名		電話番号	
	所在地		メールアドレス	
	〒 			
② 担当者				
③ 実施事業者の区分				
<input type="checkbox"/> 医療機関 <input type="checkbox"/> 衛生検査所等 <input type="checkbox"/> 薬局				
④ 事業内容				
⑤ 検査方法				
PCR検査等				
<input type="checkbox"/> 検体(唾液又は鼻腔ぬぐい液に限る。)を本人が採取する際に立会い、検査機関等で実施				
<input type="checkbox"/> 実施事業者が自ら検体を採取し、検査を実施(医療機関に限る。)				
抗原定性検査				
<input type="checkbox"/> 検体(唾液又は鼻腔ぬぐい液に限る。)を本人が採取し、検査を行う際に立会い				
<input type="checkbox"/> 実施事業者が自ら検体を採取し、検査を実施(医療機関に限る。)				
⑥ 立会い又は検査を行う事業所名及び所在地 (HPにて公開します)				
所在地	〒 		電話番号: 	
事業所名				
⑦ 施設整備費(見込み)				
0		円 ※積算根拠は別紙のとおり		
⑧ 検査の単価等				
検査の種類	単価(税込)	単価の積算根拠		調達方法
PCR検査等	円	検査キット代	 円	
		検査費	 円	
抗原定性検査	円			
⑨ 1日当たりの立会い又は検査の見込み回数				
検査の種類	ワクチン・検査パッケージ等定着促進事業		感染拡大傾向時の一般検査事業	
PCR検査等		回 / 日		回 / 日
抗原定性検査		回 / 日		回 / 日
⑩ 事業開始見込日		⑪ 実施する曜日又は時間帯 (HPにて公開します)		
⑫ 違反にかかる同意				
<input type="checkbox"/> PCR等検査無料化事業の実施にあたり、国が定める実施要領等に違反した場合には、県から交付される補助金等を返還等することに同意する。				
※検査の立会い又は検査を実施する場所の実施計画図は別添を参照				

様式第1号 別紙

合計額			0
物品名	単価	数量	金額

行が不足する場合は行を追加してご記入ください。

埼玉県PCR等検査無料化事業中止届出書

標記の件について、登録を受けた計画に基づく事業を中止したいので、令和3年度埼玉県PCR検査等無料化事業費補助金交付要綱第5条の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

① 実施 事業者	法人番号	[Redacted]	② 担 当 者	所属	[Redacted]
	法人名	[Redacted]		氏名	[Redacted]
	代表者職氏名	[Redacted]		電話番号	[Redacted]
	所在地	[Redacted]		メールアドレス	[Redacted]
	〒	[Redacted]			
		[Redacted]			
③ 立会い又は検査を実施した事業所名及び所在地					
事業者番号	〒 [Redacted]				
所在地	〒 [Redacted]	電話番号:	[Redacted]	[Redacted]	
事業所名	[Redacted]				
④ 中止予定日及び理由					
中止予定日	[Redacted]				
中止の理由	[Redacted]				

埼玉県PCR等検査無料化事業補助金交付申請書

標記の件について、次により埼玉県PCR等検査無料化事業補助金の交付を受けたいので、令和4年度埼玉県PCR検査等無料化事業補助金交付要綱第7条の規定により関係書類を添えて申請します。
なお、交付決定後は、補助金を下記の指定口座へ振り込んでください。

① 実施事業者	法人番号		② 担当者	所属	
	法人名			氏名	
	代表者職氏名			電話番号	
	所在地			メールアドレス	
	〒				
③ 立会い又は検査を実施した事業所名及び所在地					
事業所番号		(記載例)P00001			
所在地		〒 電話番号:			
事業所名					
④ 実施事業者の区分			⑤ 交付申請対象期間		
			2022年9月分		
⑥ 補助金交付申請額					
内訳		検査体制の整備に係る費用 ※積算根拠は別紙1のとおり		⑦	0 円
		検査等費用 ※積算根拠は別紙2のとおり		⑧	0 円
交付申請額 (⑦+⑧)				⑨	0 円
⑦ 指定口座					
金融機関名			銀行 信金 信組 農協	金融機関コード (4ケタ)	
支店名			本店 支店	支店コード (3ケタ)	
預金種別	<input type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 当座	口座番号 (7ケタ)		
口座名義 カタカナ					
※実施事業者の法人名義の口座(個人の場合はご本人名義の口座)を指定してください。 ※金融機関名・コード、支店名・コード、預金種別、口座番号、口座名義(カタカナ)は、添付書類の「通帳等の写し」と一致していることを確認してください。					

添付書類

- 1 別紙1(施設整備積算根拠)
 - 2 別紙2(実績報告書)
 - 3 検査体制の整備に係る費用及びPCR検査等・抗原定性検査の仕入単価がわかる証拠書類(契約書・納品書・請求書・領収書等)の写し ※
 - 4 指定口座の金融機関名・コード、支店名・コード、預金種別、口座番号、口座名義(カタカナ)が分かる通帳等の写し(前月と同じ指定口座の場合、翌月以降は添付不要) ※
 - 5 要綱第6条の週次の報告に使用した記録(とりまとめエクセル)
- ※3、4の書類について、電子データでの提出が難しい場合は、写しを郵送で提出してください。

施設整備積算根拠

⑦合計額(補助対象合計額)			0
物品名	単価(税込)	数量	金額

※各物品の品目名、費用及び購入数量がわかる証拠書類(契約書・納品書・請求書・領収書等)の写しを提出してください。

※証拠書類は、宛名、品目名、購入金額、税込・税抜の別、購入数量の記載があるものにしてください。

※証拠書類の写しは、写真又はスキャンしたデータを電子メールに添付するか、規定の台紙に貼付の上郵送で提出してください。

埼玉県PCR等検査無料化事業実績報告書

事業所番号：
 事業所名：
 交付申請対象期間：

補助金算定根拠

検査の種類	仕入単価 (税込)	補助対象単価 (税込)	事務費 (税込)	件数	合計
PCR検査等	円	0円	3,000円	件	0円
	円	0円	3,000円	件	0円
	円	0円	3,000円	件	0円
	円	0円	3,000円	件	0円
	円	0円	3,000円	件	0円
抗原定性検査	円	0円	3,000円	件	0円
	円	0円	3,000円	件	0円
	円	0円	3,000円	件	0円
	円	0円	3,000円	件	0円
	円	0円	3,000円	件	0円
①合計額					0円

※各検査の仕入単価について、仕入時期や検査キットの種類等により複数の単価がある場合には、行を分けて記載してください。

※各検査の仕入単価がわかる証拠書類(契約書・納品書・請求書・領収書等)の写しを提出してください。

※証拠書類は、宛名、品目名、購入金額、税込・税抜の別の記載があるものにしてください。

※PCR検査等を民間検査機関等に委託して実施している場合には、必ず契約書の写しを添付してください。

※証拠書類の写しは、写真又はスキャンしたデータを電子メールに添付するか、規定の台紙に貼付の上郵送で提出してください。

埼玉県知事 様

薬局等

埼玉県PCR等検査無料化事業実績報告書

事業所番号: 0
 事業所名: 0
 交付申請対象期間: 2022年9月分

補助金算定根拠

営業日	日	←とりまとめエクセルの「営業日」シートをご確認ください。
9月中に受け付けたPCR検査等の件数	件	←とりまとめエクセルの「営業日」シートをご確認ください。
9月中に受け付けた抗原定性検査の件数	件	

●PCR検査等のキット仕入れ原価に関する計算

仕入単価 (税込)	実施件数	合計 (税込)
円	件	0円
円	件	0円
円	件	0円
円	件	0円
円	件	0円
郵送料総額		円
PCR検査等のキット仕入れ総額		0円
PCR検査等のキット経費補助上限額		0円
PCR検査等キットの経費補助額(1)		0円

●抗原定性検査のキット仕入れ原価に関する計算

仕入単価 (税込)	実施件数	合計 (税込)
円	件	0円
円	件	0円
円	件	0円
円	件	0円
円	件	0円
抗原定性検査のキット仕入れ総額		0円
抗原定性検査のキット経費補助上限額		0円
抗原定性検査のキット経費補助額(2)		0円

●各種経費に関する計算 各種経費補助額(3) 0円

④合計額 (1)+(2)+(3) 0円

※各検査の仕入単価について、仕入時期や検査キットの種類等により複数の単価がある場合には、行を分けて記載してください。

※各検査の仕入単価がわかる証拠書類(契約書・納品書・請求書・領収書等)の写しを提出してください。

※証拠書類は、宛名、品目名、購入金額、税込・税抜の別の記載があるものにしてください。

※PCR検査等を民間検査機関等に委託して実施している場合には、必ず契約書の写しを添付してください。

※証拠書類の写しは、写真又はスキャンしたデータを電子メールに添付するか、規定の台紙に貼付の上郵送で提出してください。

様式第4号

埼玉県PCR等検査無料化事業補助金交付決定通知書

感 対 第 号
令 和 年 月 日

様

(事業所番号)

埼玉県知事 大野 元裕 (公印省略)

埼玉県PCR等検査無料化事業補助金(令和 年 月分)については、下記のとおり
交付します。

記

- 1 交付金額 金 円(令和 年 月分)
- 2 支払方法 精算払(申請書記載の口座への口座振替)
- 3 事業所名
- 4 留意事項

交付決定後に「令和4年度埼玉県PCR等検査無料化事業補助金交付要綱」に違反し
た事実が判明した場合は、補助金の全部又は一部の返還を命ずることがあります。

様式第5号

感 对 第 号
令 和 年 月 日

様

埼玉県保健医療部感染症対策課長
【公 印 省 略】

埼玉県PCR検査等無料化事業補助金の内示について(通知)

令和4年度補助金(第 回補助金)については、下記のとおり内示額を通知します。

記

内示額 _____ 円

様式第6号

埼玉県 PCR 検査等無料化事業補助金に係る
仕入れに係る消費税相当額報告書

年 月 日

埼玉県知事 ○○ ○○ 様

所在地：
申請者 事業所名：
代表者：

下記により補助金交付決定の通知があった標記補助金について、令和4年度埼玉県 PCR 検査等無料化事業補助金交付要綱第7条第4項の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

令和○年○月○日	感対第○○○-○号	令和○年○月○日	感対第○○○-○号
令和○年○月○日	感対第○○○-○号	令和○年○月○日	感対第○○○-○号
令和○年○月○日	感対第○○○-○号	令和○年○月○日	感対第○○○-○号
令和○年○月○日	感対第○○○-○号	令和○年○月○日	感対第○○○-○号
令和○年○月○日	感対第○○○-○号	令和○年○月○日	感対第○○○-○号
令和○年○月○日	感対第○○○-○号	令和○年○月○日	感対第○○○-○号
令和○年○月○日	感対第○○○-○号	令和○年○月○日	感対第○○○-○号
令和○年○月○日	感対第○○○-○号	令和○年○月○日	感対第○○○-○号

1. 補助金交付要綱第9条第1項の補助金の確定額合計

金 _____ 円也

2. 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額

金 _____ 円也

3. 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額

金 _____ 円也

4. 補助金返還相当額 (3 - 2)

金 _____ 円也

本件責任者 (職・氏名) 連絡先: ()
担当者 (職・氏名) 連絡先: ()